

A55 医療法人を設立した場合のメリットは次の通りです。

【解説】

1. 所得税と法人税の税率の差を活用することができます。

個人診療所の場合、超過累進税率により、課税所得金額に応じて6段階の税率が適用され、特に課税所得1,800万円を超える部分に対する税率は所得税と個人住民税を合わせて50%の税率になります。また、「その年分の基準所得税額×2.1%」の金額の復興特別所得税が平成25年から25年間課税されます。

これに対し医療法人の場合、診療所の売上が保険診療収入のみで事業税等が課税されないときは、800万円以下の課税所得について約17.6%、800万円超過部分について約29.9%の税率となります。また、「基準法人税額×10%」の金額の復興特別法人税が、平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度について課税されます。

2. 所得分散をより効率的に行うことができます。

個人事業主の専従者に対する青色事業専従者給与は、労務の対価として適正額か否かが争点になります。これに対し、法人の役員に対する役員給与は、法人経営の委任の対価として適正額か否かが争点になります。

結果として、法人の役員給与の適正額の方が、金額が大きくなる傾向にあり、より効率的に所得の分散や財産の分散を図ることが可能になります。

3. 給与と所得控除額を活用することができます。

医療法人を設立し、医療法人から役員報酬を支給すると、その役員報酬から給与所得控除額を控除することができるため、その分課税所得を圧縮することができます。なお、平成25年以降、給与等の収入金額が1,500万円を超える場合には、給与所得控除額は245万円が上限とされました。

4. 役員への退職金を損金とすることができます。

個人診療所では院長及び専従者に対して退職金を支給しても必要経費にすることはできませんが、医療法人であれば退職金(適正額まで)も損金にすることができます。ただし、平成25年分以後の所得税については、勤続年数が5年以下の役員退職手当金等に係る退職所得は、その年中に支払を受ける退職手当金等の収入金額からその者の勤続年数に応じた退職所得控除額を控除した残額の1/2とする措置が廃止されます。そのため、理事長又は理事、監事が就任後5年以内に退職される場合には、従来のような退職所得に関する累進緩和措置は適用されなくなったため、注意が必要です。

5. 役員を被保険者とする生命保険料を損金とすることができます。

個人診療所では経費にできなかった生命保険の保険料についても損金にできる。

養	保険金受取人	主契約保険料	特約保険料
---	--------	--------	-------

老 保 険	死亡保険金	生存保険金				
	法人			資産計上		損金算入 ※②
	従業員の遺族	従業員		給与		
	従業員の遺族	法人		1/2 資産計上 1/2 損金算入※①		
定 期 保 険	死亡保険金の受取人			主契約保険料		特約保険料
	法人			損金算入		損金算入 ※②
	従業員の遺族			損金算入※①		
定 期 付 養 老 保 険	区分	保険金の受取人		主契約保険料		特約保険料
		死亡 保険金	生存 保険金	養老保険 部 分	定期保険 部 分	
	保 険 料 が 区 分 さ れ て い る 場 合	法人		資産計上	損金算入	損金算入 ※②
		従業員 の遺族	従業員	給与	損金算入 ※①	
		従業員 の遺族	法人	1/2 資産計上 1/2 損金算入 ※①		
	保 険 料 が 区 分 さ れ て い な い 場 合	法人		資産計上		損金算入 ※②
		従業員 の遺族	従業員	給与		
		従業員 の遺族	法人	1/2 資産計上 1/2 損金算入 ※①		

※① 役員又は特定の従業員のみを特約給付金の受取人とする場合には給与となります。

※② 役員又は特定の従業員のみを被保険者とする場合には給与となります。

6. 事業承継の手続きが簡素化されます。
7. 課税所得がマイナスの場合、個人の場合は3年間しか損失を繰越控除することはできないが、法人の場合は9年間(又は7年間)繰り越すことができます。
8. 課税所得がマイナスの場合、減価償却費や繰延資産償却費は、個人の場合は強制償却しなければならないが法人の場合は任意償却が認められています。
9. 分院の開設が可能になります。
10. 介護保険事業等を行うことが可能になります。
11. 社会的信用が増します。
12. 自宅を役員社宅とした場合、法人で経費計上できるものがあります。
13. 医療法人設立 1 期目に個人と法人でそれぞれ社会保険診療収入が5,000万円以下となった場合には、それぞれで租税特別措置法（概算経費による所得金額計算）の適用を受けることができます。